

お薬代が節約できます！



ジェネリック医薬品を利用しましょう

村上市国民健康保険の医療費全体のうち、調剤費（薬代）の占める割合は2割以上です。今の薬を、ジェネリック医薬品へ切り替えることで、窓口での自己負担が減るだけでなく、全体の医療費の抑制にもつながります。

使ってみようかな？

ジェネリック医薬品に切り替えるには

ジェネリック医薬品を希望することを医師や薬剤師に伝え、相談してください。処方箋の「変更不可」欄に「✓」または「×」印がない薬は、調剤薬局でジェネリック医薬品に変更できます。※すべての薬にジェネリック医薬品があるわけではありません。※症状やアレルギーなど体質によってはジェネリック医薬品に切り替えられない場合があります。

ジェネリック医薬品とは

ジェネリック医薬品（後発医薬品）とは、新薬（先発医薬品）の特許が切れた後に販売される、新薬と同等の有効成分・効能・効果・安全性があると厚生労働省から認められた医薬品のことです。

開発期間や費用が少なくて済むため価格が安く、中には新薬の半額以下のものもあります。



どのくらい負担が減るの？

「ジェネリック医薬品差額通知」でお知らせしています

国民健康保険に加入している人に3か月ごとに実際にかかった医療費総額のお

知らせと合わせて、「ジェネリック医薬品差額通知」を送付しています。

この通知は、処方された新薬をジェネリック医薬品に切り替えた場合に自己負担額がどのくらい安くなるかをお知らせするためのものです。

次回は6月末ごろに送付する予定です。お手元に届いたら、内容をよく確認してください。

ぜひ、ジェネリック医薬品を使って、薬代を節約しましょう。



国保室 勝見

● 問い合わせ

保健医療課国保室
☎ 53・2111（内線2522・2544）

国民健康保険からお知らせ

『保険証を受け取った時は届出を』
会社などに勤め始め、新たに会社から健康保険の保険証を受け取った場合は、必ず市の国民健康保険を脱退する届け出が必要です。

脱退手続きをしないと、会社の保険料に加えて市の保険料が二重に請求されることになってしまいます。

次の3つをお持ちになり、忘れずに届け出をしましょう。

- ・ 会社などの健康保険証
- ・ 市の国民健康保険証
- ・ 印鑑

『医療費の一部負担金の減額・免除・徴収猶予について』

国民健康保険に加入している人が、災害や失業などで収入が減少したこととで一時的に生活が困窮し、医療費の一部負担金の支払いが困難な場合には、一定の基準に該当すると認められると医療機関の窓口で支払う一部負担金が軽減される制度があります。詳しくは担当までお問い合わせください。